

平成30年度山形県 3 R 研究開発事業費補助金 《研究開発・事業化調査事業実施基準》

第1 研究開発・事業化調査事業の概要

1 目的

県内における廃棄物の3R（リデュース〈発生抑制〉、リユース〈再使用〉、リサイクル〈再生利用〉）を推進するため、事業者等が行う廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発等に対し、県補助金による支援を行います。

2 対象事業

(1) 対象事業は、次のいずれかに該当する事業です。

ア 廃棄物の発生抑制、再利用または再生利用するための研究・技術開発、既存技術の改良、循環システムの構築、廃棄物を使った商品開発、事業化調査等。

イ 産業廃棄物排出事業者が、産業廃棄物の発生抑制、再利用または再生利用等によりゼロエミッションを推進するための計画策定費。

※ 本補助金においてゼロエミッションとは、製品の製造等の事業活動から排出される廃棄物をゼロにして循環型の生産システムの構築を目指す事業者の取組みを指します。

(2) 対象事業は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。

ア 本県の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等3Rの推進に寄与するものであること。

イ 創意工夫により、企業自体の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等の効果が期待できること。

ウ 地域への技術的・経済的波及効果が期待できること。

エ 対象となる研究開発等について、当該年度において同時に他の公的な補助金等の交付を受けていないこと（事業実施期間が重複しないこと）。

3 対象者

対象者は、県内に事業所を置く事業者です。複数の事業者による場合は、その中の事業者の代表（幹事社）として、もしくはこれらの事業者で構成される団体として申請してください。なお、これら事業者、団体の事業所も県内にあることが必要です。

また、対象者が、次の①又は②に該当する場合は、補助対象となりません。

① 廃棄物処理法第14条第5項第2号の欠格要件に該当する場合又は廃棄物処理法はじめ各種法令等を遵守していない場合

② 事業完了の予定日までに、事業実施のために必要な廃棄物処理法その他関係法令等に基づく許可等を受ける見込みがない場合

※ 評価委員会前に各種法令等の遵守状況等を確認し、①又は②に該当する場合は、その結果を通知します。

4 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から当該年度の3月31日までの期間とします。

5 対象経費

(1) 対象経費は、研究開発を行うために必要な経費です。対象区分ごとの対象経費は下表のとおりです。

(研究開発・事業化調査事業)

対象区分	対 象 経 費
原材料費	主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入（一時的に使用する場合を除く）、試作、改良、据付け、修繕、借上に要する経費
外注加工費	原材料の再加工及び設計等の外注加工に要する経費
謝金	専門家から指導を受ける際に要する謝金
費用弁償	専門家から指導を受ける際に要する専門家の旅費
委託費	検査分析・試験、市場調査、ゼロエミッション推進計画策定のためのコンサルタント委託等に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

(2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。

- ア 他からの転用が可能と認められる機械装置等又は他機関へ委託することによって安価に試験することが可能な機械装置等
- イ 補助事業終了後、事業用設備となるもの又は容易に他への転用が可能と認められる機械装置等
- ウ 使用実績の把握が困難な材料等
- エ 補助金の交付決定日の属する年度の3月31日までに支払いが完了しない経費（全ての経費区分において、年度末までに支払いできない経費は補助金の対象となりません。）
- オ その他、補助事業の実施に関連性のない経費及び合理的な理由のない経費

6 補助金の額、補助率

補助率	補助限度額	補助期間
1/2	2,500千円	交付決定日から当該年度の3月31日まで

7 権利の帰属

補助事業の実施により得られた特許その他の産業財産権、著作権等の権利は、補助事業者側に帰属するものとします。

※ 「補助事業者」とは、知事が交付決定するものとして通知した者をいいます。以下同じ。

8 公開等

補助事業に採択された事業の概要（補助事業者名、補助事業内容、事業費及び補助金額）について、山形県のホームページ等に掲載、公表します。

9 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後、事業実績報告書を提出しなければなりません。また、必要に応じ事業成果を発表していただきます。

10 補助金の支払方法

補助事業の実施状況や補助対象経費となった機械装置等の取得状況、補助対象経費の支払い状況及び必要に応じ現地調査により完了を確認したうえで、補助金を支払います。

11 補助事業者の義務

当補助金の交付決定を受けた場合に守っていただく条件があります。

- (1) 2 (1)イの補助事業者は、ゼロエミッション推進計画にしたがい、産業廃棄物の排出抑制、再利用または再生利用等に努めなければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、補助対象経費の経費区分ごとの配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業の実施期間中に、その遂行状況を報告しなければなりません。
- (4) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録及び意匠登録を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、県に届出をしなければなりません。
- (5) 補助事業の成果の企業化、産業財産権の譲渡、実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果を他へ供与したことによる収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額以下）しなければなりません。
- (6) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。
また、当該財産を処分する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければなりません。その場合、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければなりません。
- (7) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 補助事業に係る企業化の状況について、補助事業年度終了後5年間、企業化状況報告書を提出しなければなりません。また、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の翌年度から3年間整理保存しなければなりません。
- (9) 複数事業者による補助事業の場合、幹事社以外のすべての事業者も補助事業の内容や経費支出等の調査対象となります。
- (10) 委託先も補助金支払いの調査対象となります。

12 提出書類

募集要領に定める提出期限まで以下の書類を提出先に提出してください。

- (1) 補助事業審査申請書（別記）
- (2) 事業計画書（別記様式第1号）
- (3) 事業者の概要（別記様式第1号-2）
- (4) 経費の配分表（別記様式第2号）
- (5) 収支予算書（別記様式第3号）
- (6) 会社案内（無い場合は、会社の概要が分かる資料）
- (7) 事業の採算性を示す年次計画書（様式は任意）
- (8) その他参考資料（ある場合）

第2 審査及び採択

1 審査方法

事務局（県循環型社会推進課）による事業計画ヒアリング及び学識経験者や専門家等で構成

（研究開発・事業化調査事業）

する評価委員会による審査を実施し、その結果等を踏まえて採択の可否を決定します。採択の可否については個別に通知します。採択された事業者は、内示された額により補助金の交付申請を行っていただきます。

2 評価委員会

評価委員会の開催は年3回を予定しており、各申請者よりプレゼンテーションをしていただきます。詳細については別途お知らせします。

第1回：平成30年4月26日（木）（平成30年3月30日（金）までの申請）

第2回：平成30年6月中旬（平成30年5月28日（月）までの申請）

第3回：平成30年9月中旬（平成30年8月27日（月）までの申請）

3 審査基準

審査にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる審査基準について総合的に判断しますので、審査申請書の作成とプレゼンテーションの際に御留意ください。

《審査基準》

- (1) 本県の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等3Rの推進に寄与するものであること。
- (2) 事業内容が優れており、先進的な取組みであること。
- (3) 実施体制が妥当であること。
- (4) 問題解決に向けた事業内容が適切であり、創意工夫により、企業自体の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等の効果が期待できること。また、事業費が妥当であること。
- (5) 3年以内に事業化が見込まれるなど、地域への技術的・経済的等波及効果が期待できること。